



2022年5月13日

各 位

会 社 名 KDD I 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 誠
(コード番号：9433 東証プライム)
問合せ先 コーポレート統括本部
総務本部長 中里 靖夫
(電話番号：03-6678-0982)

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

当社は、本日開催の取締役会において、2015年度より導入している当社の取締役、執行役員及び理事（海外居住者、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続及び一部改定に関する議案（以下「本議案」という。）を本年6月22日に開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役等の報酬と業績及び株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。なお、本議案が承認可決されますと、取締役の報酬体系は、引き続き、「定額報酬」、「業績連動型賞与」、「業績連動型株式報酬」、「株価連動型賞与」により構成されることとなります。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しています。BIP信託とは、米国の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度及び譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP信託が取得した当社株式を業績目標の達成度や役位等に応じて、取締役等に交付する制度です。

2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたっては、本株主総会における承認を得ることを条件として、以下のとおり既に設定している信託（以下「現信託」という。）の信託期間を延長するとともに、制度の内容を一部改定します。なお、改定する内容は、本制度の実質的な内容の変更を伴うものではなく、以下に記載する事項を除き、2015年度に導入した本制度の内容を維持します。

- ① 本制度の対象者について、当社のシニアディレクターを新たに追加します。改定後の本制度の対象者は、当社の取締役、執行役員、理事及びシニアディレクター（海外居住者、社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下合わせて「取締役等」という。）となります。
- ② 受益者要件を満たす取締役等に対して本制度から当社株式の交付を行う場合には、当該取締役等は、累積されたポイント数（既に付与されたポイントを含む）の一定割合に相当する当社株式の交付を受けるとともに、残りのポイント数に相当する当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の給付（以下、株式の交付と合わせて「交付等」という。）を受けるとします。

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、業績目標の達成度及び役位等に応じ、取締役等に対して当社株式等の交付等を行う業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、取締役等の退任後となります。

当社は、本株主総会における承認を得ることを条件として、2022年8月末日に信託期間が満了する現信託の信託期間の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続します。本年に継続する本制度については、現中期経営戦略の対象となる2022年度から2024年度までの合計3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。

（２）延長後の信託期間

延長後の信託（以下「継続信託」という。）の信託期間は、2022年9月1日（予定）から2025年8月末日（予定）までの約3年間とします。

ただし、継続信託の信託期間の終了時以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で15年間、継続信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、3年後の定時株主総会において、継続信託を再度継続するための議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間及び信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続することがあります。

（３）継続信託に拠出される信託金合計額

本株主総会においては、対象期間における取締役等への報酬として信託期間内に継続信託へ拠出することのできる信託金の合計上限額を3,750百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が継続信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。ただし、現信託の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の合計上限額の範囲内とします。

(4) 取締役等に対する付与ポイント数の上限及び継続信託における取得株式の合計株数

本株主総会においては、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を400,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が1年当たりに付与を受けることができるポイント数の総数は、かかるポイント数の総数の上限に服することになります。また、対象期間において、継続信託が取締役等に交付等を行うために取得する当社株式の株数は、かかる1年当たりのポイント数の総数400,000ポイントに信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数1,200,000株を上限とします。

(5) 取締役等に交付等がなされる当社株式等

取締役等には、業績目標の達成度及び役位等に応じて、信託期間中の毎年、個人別に一定のポイント数が付与され、取締役等の退任後に、ポイント数の累計値（既に付与されたポイントを含む）の一定割合に相当する当社株式の交付を行い、残りの当社株式については、株式交付規程の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付するものとします。

信託期間中の毎年6月迄に、同年3月末で終了する事業年度における業績目標の達成度及び役位等に応じて、当該事業年度分のポイント数を決定します。なお、1ポイントは当社株式1株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等の事象が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じてポイントの調整を行います。

各取締役等に付与されるポイント数は、①会社業績指標及び②報酬諮問委員会の答申に基づき決定される指標の達成度に応じて算定される付与率ならびに役位等によって、以下のとおり決定するものとします。

① [会社業績指標] 売上高、営業利益、当期利益 等

② [報酬諮問委員会答申指標] 当社の事業拡大や業績向上にリンクした KPI 数値指標

なお、対象期間中の各事業年度の業績指標やKPI数値指標に係る目標値は、当該事業年度の期初に定めるものとします。

[算定式] 業績達成度に応じて算定される付与率 × 役位別ポイント

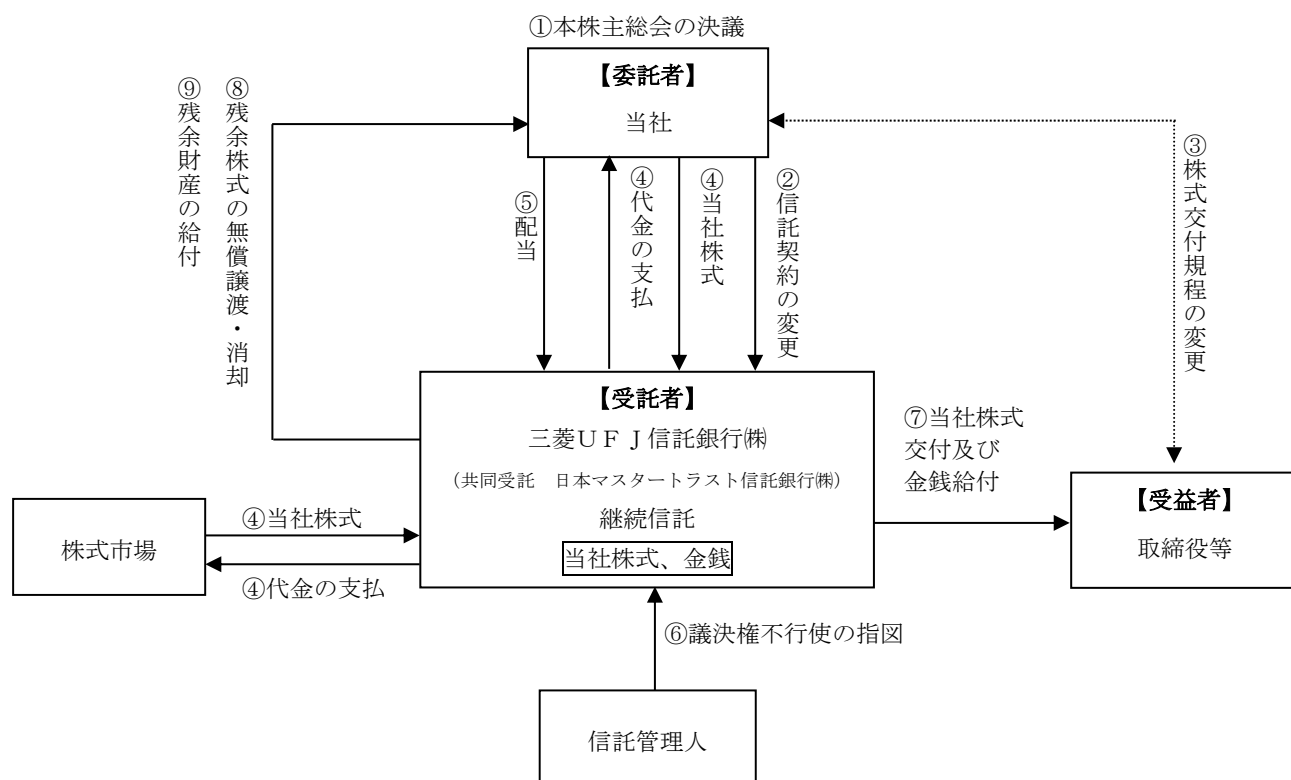
(6) クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該取締役等に対して、本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けています。

(7) 現信託及び継続信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

現信託及び継続信託内の当社株式に対して支払われる配当金は、信託が受領した後、信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、信託期間中に到来する各配当基準日における取締役等のポイント数の累計値に応じた配当金相当額が当該取締役等の退任後に給付されます。最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付された後に、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄付を行うものとしたします。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の継続に関して、本株主総会において承認を得ます。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を抛出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託の信託期間を延長します。
- ③ 当社は、本制度の継続にあたり、株式交付規程を一部改定します。
- ④ 継続信託は、信託管理人の指図に従い、信託契約の変更時に信託財産内に残存する金銭及び②で抛出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。継続信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 継続信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 継続信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式交付規程に従い、毎事業年度における業績目標の達成度及び役位等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対し、取締役等の退任後に当該ポイント数の累計値の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りの当社株式については、株式交付規程の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。また、信託内の当社株式に対して支払われていた配当金についても、信託期間中に到来する各配当基準日におけるポイント数に応じた金銭が取締役等の退任後に給付されます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、継続信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社は取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 信託の終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、受益者に対して給付された後、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

【ご参考】信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2015年9月1日（2022年8月に変更予定）
⑧信託期間	2015年9月1日～2022年8月末日 （2022年8月の信託契約の変更により2025年8月末日まで延長予定）
⑨制度開始日	2015年9月1日
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金上限額	3,750百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬追加信託金額	未定 ※改めて当社で決定のうえ開示予定
⑭追加株式の取得時期	未定 ※改めて当社で決定のうえ開示予定
⑮追加株式の取得方法	未定 ※改めて当社で決定のうえ開示予定
⑯帰属権利者	当社
⑰残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上